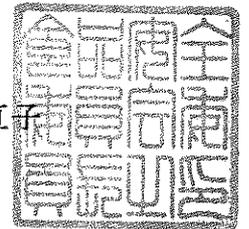




府食第981号
平成23年12月15日

農林水産大臣
鹿野 道彦 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品健康影響評価の結果の通知について

平成22年12月10日付け22消安第7238号をもって貴省から当委員会に意見を求められた普通肥料の公定規格の設定又は変更をすることに係る食品健康影響評価については下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添1から3までのとおりです。

また、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関する意見・情報が別添4のとおり寄せられましたので、お伝えします。

記

普通肥料「熔成汚泥灰けい酸りん肥」、「熔成けい酸りん肥」及び「化成肥料」については、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

肥料評価書

化成肥料

(原料として^{よう}熔成汚泥灰複合肥料
の使用を認める公定規格の変更)

2011年12月

食品安全委員会

目 次

	頁
○審議の経緯	2
○食品安全委員会委員名簿	2
○食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿	2
○要 約	3
I. 評価対象肥料の概要	4
1. 公定規格の変更内容及び経緯	4
2. 原料及び製造方法	4
3. 施用方法	5
II. 安全性に係る知見の概要	5
1. 主な重金属類の含有量	5
2. 栽培試験の概要	5
III. 食品健康影響評価	6
1. 本肥料におけるひ素、ニッケル、クロム、水銀及び鉛について	6
2. 本肥料におけるカドミウムについて	6
3. 食品健康影響評価について	7
・ 参照	8

〈審議の経緯〉

- 2010年 12月 10日 農林水産大臣より普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価について要請（22 消安第 7238 号）、関係書類の
接受
- 2010年 12月 16日 第 360 回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2011年 1月 28日 第 43 回肥料・飼料等専門調査会
- 2011年 7月 7日 第 389 回食品安全委員会（報告）
- 2011年 7月 7日 から 8月 5日 国民からの御意見・情報の募集
- 2011年 12月 13日 肥料・飼料等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報
告
- 2011年 12月 15日 第 412 回食品安全委員会（報告）
（同日付けで農林水産大臣に通知）

〈食品安全委員会委員名簿〉

（2011年1月6日まで）

小泉 直子（委員長）
見上 彪（委員長代理）
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
村田 容常

（2011年1月7日から）

小泉 直子（委員長）
熊谷 進（委員長代理*）
長尾 拓
野村 一正
畑江 敬子
廣瀬 雅雄
村田 容常

*：2011年1月13日から

〈食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿〉

（2011年9月30日まで）

唐木 英明（座長）
酒井 健夫（座長代理）
青木 宙 高橋 和彦
秋葉 征夫 舘田 一博
池 康嘉 津田 修治
今井 俊夫 戸塚 恭一
江馬 眞 細川 正清
桑形 麻樹子 宮島 敦子
下位 香代子 元井 葎子
高木 篤也 吉田 敏則

（専門参考人）

深見 元弘 米山 忠克

（2011年10月1日から）

唐木 英明（座長）
津田 修治（座長代理）
青木 宙 舘田 一博
秋葉 征夫 戸塚 恭一
池 康嘉 細川 正清
今井 俊夫 宮島 敦子
江馬 眞 山中 典子
桑形 麻樹子 吉田 敏則
下位 香代子
高橋 和彦

（専門参考人）

深見 元弘 米山 忠克

要 約

普通肥料である化成肥料の原料として^{よう}熔成汚泥灰複合肥料の使用を認める公定規格の変更について、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」（平成16年3月18日食品安全委員会了承）に基づき、食品健康影響評価を実施した。

評価に用いた資料は、^{よう}熔成汚泥灰複合肥料を使用する化成肥料（以下「本肥料」という。）の概要、原料、製造工程、重金属類含有量及び栽培試験に関する資料である。

本肥料の原料、製造工程等を検討した結果、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」に基づき、本肥料中に含有される可能性があると考えられる重金属類（ヒ素、ニッケル、クロム、水銀、鉛及びカドミウム）について評価を行った。

その結果、ヒ素及びニッケルについては、植物に対する毒性が強く土壤中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、ヒ素及びニッケルを高濃度に蓄積した農作物を摂取する機会は非常に低いと考えられること、及び普通肥料に由来する量では過剰障害が生じる濃度にまで土壤中の当該重金属類濃度を上昇させないこと、並びに普通肥料に由来するクロム、水銀及び鉛については、植物に吸収されにくいことから、本肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてヒ素、ニッケル、クロム、水銀及び鉛による健康被害を生じる可能性は極めて低いと判断した。

一方、本肥料におけるカドミウムについては、農作物を汚染する可能性があることから、土壤汚染の程度を指標として試算を行った。その結果、本肥料を最大施用量で1年間施用し、肥料中のカドミウムが全て土壤に吸着したと仮定した場合のカドミウム負荷濃度は0.00004 ppmであり、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウム平均濃度（0.34 ppm）をほとんど増加させないと判断した。

以上のことから、本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

I. 評価対象肥料の概要

1. 公定規格の変更内容及び経緯

化成肥料は、化学的操作を加えて生産される普通肥料で、今回、農林水産大臣より、原料として^{よう}熔成汚泥灰複合肥料の使用を認める公定規格の変更に係る食品健康影響評価の要請があったものである。（参照 1、2）

2. 原料及び製造方法

今回の公定規格の変更に係る原料として^{よう}熔成汚泥灰複合肥料を使用する化成肥料（以下「本肥料」という。）の試作製品における原料使用割合及び製造工程の概要を表 1 及び図 1 に示した。（参照 1、3）

表 1 本肥料の試作製品における原料使用割合

(単位：%)

原料	使用割合
^{よう} 熔成汚泥灰複合肥料	70
塩化加里及びりん酸液	30
合計	100

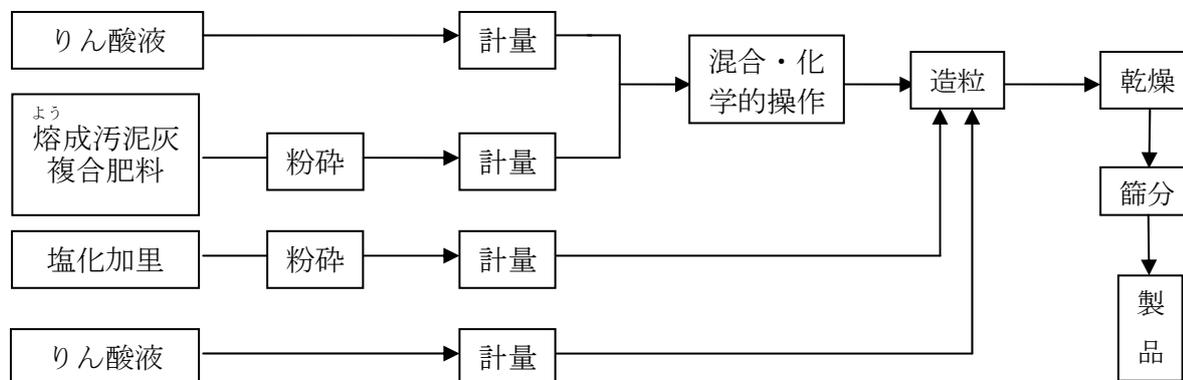


図 1 本肥料の試作製品における製造工程の概要

3. 施用方法

本肥料の試作製品における施用方法を表 2 に示した。(参照 1)

表 2 本肥料の試作製品における施用方法

対象農作物	施 用 方 法
水 稻	基肥、追肥として 10 a 当たり 20～40 kg を施用
麦 類	基肥、追肥として 10 a 当たり 40～60 kg を施用
大 豆	基肥、追肥として 10 a 当たり 40～60 kg を施用

II. 安全性に係る知見の概要

1. 主な重金属類の含有量

本肥料については、肥料原料である^{よう}熔成汚泥灰複合肥料の特性及び製造工程を考慮すると、肥料原料由来の重金属類による有害影響について検討する必要があると考えられた。

本肥料の試作製品における主な重金属類の含有量調査結果を表 3 に示した。(参照 1、3)

表 3 本肥料の試作製品における主な重金属類の含有量

(単位 : mg/kg)

ひ素	カドミウム	ニッケル	クロム	水銀	鉛
0.9	0.1	11	20	<0.01	1

※分析点数は 1 点。

2. 栽培試験の概要

本肥料の試作製品における栽培試験の概要を表 4 に示した。

供試肥料区における播種後の発芽及び生育については、肥料中の有害成分によるものと考えられる有害影響は認められなかった。(参照 3)

表 4 本肥料の試作製品における栽培試験結果

供試品目	供試土壌	栽培期間	供試肥料区	対照肥料	植物への有害影響
広島菜	八街土壌(シルト質壤土)	4 週間	基準量、2 倍量	^{よう} 熔成りん肥	なし

Ⅲ. 食品健康影響評価

本肥料の原料、製造工程等を検討した結果、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」（平成 16 年 3 月 18 日食品安全委員会了承）に基づき、本肥料中に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価を行った。（参照 4）

1. 本肥料におけるひ素、ニッケル、クロム、水銀及び鉛について

- ① ひ素及びニッケルは植物に対する毒性が強く、土壤中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、ひ素及びニッケルを高濃度に蓄積した農作物を摂取する機会は非常に低いと考えられる。また、普通肥料に由来する量では、過剰障害が生じる濃度にまで土壤中の当該重金属類濃度を上昇させないと考えられる。
- ② 普通肥料に由来するクロム、水銀及び鉛は、植物に吸収されにくいと考えられる。

以上のことから、本肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてこれらの重金属類による健康被害を生じる可能性は極めて低いと判断した。（参照 4）

2. 本肥料におけるカドミウムについて

カドミウムは、農作物を汚染する可能性があることから、土壤汚染の程度を指標として次の試算を行った。

本肥料を表 2 に示した最大施用量で 1 年間施用し、肥料中のカドミウムが全て土壤に吸着したと仮定した場合のカドミウム負荷濃度を試算した。10a 当たりの作土量を 150t（作土層 15cm、比重 1）とし、肥料中のカドミウム濃度には表 3 の分析値を用いた。

その結果、表 5 のとおり、本肥料に由来するカドミウムは、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウム平均濃度（0.34 ppm）をほとんど増加させないと判断した。（参照 5）

表 5 本肥料を 1 年間施用した場合の肥料由来カドミウムの土壤への負荷濃度（試算値）

施用方法		肥料中のカドミウム濃度 (ppm)	試算される土壤負荷濃度* (ppm)
用途	最大施用量 (kg/10 a)		
基肥及び追肥	60	0.1	0.00004*

*計算式：

肥料中のカドミウム濃度 (0.1 ppm) × 施用量 (60 kg) ÷ 10 a 当たりの作土量 (150 t) ¹⁾
= 0.00004 ppm

1) : 10 a 当たりの作土量 : 作土層 (15 cm) × 面積 (1,000 m²) × 比重 (1) = 150 t

3. 食品健康影響評価について

以上のことから、本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

<参照>

1. 農林水産省. 「化成肥料」の公定規格の変更, 2010
2. 農林水産省消費・安全局農産安全管理課監修, ポケット肥料要覧-2009- 財団法人農林統計協会, 2010
3. 肥料公定規格等の改正の申出書, 2009
4. 食品安全委員会. 普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方, 2004
5. 昭和 58 年度環境庁委託業務結果報告書, 土壤汚染環境基準設定調査-カドミウム等重金属自然賦存量調査解析-, 1984

普通肥料（化成肥料）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成23年7月7日～平成23年8月5日
2. 提出方法 インターネット
3. 提出状況 1通

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>福島原発事故の影響下、現在は、主に関東各地の下水汚泥から放射性物質の高濃度蓄積を示す測定結果が散見されております。これと同様に、今後、放射性物質は、国土全体への拡散が進行する中、全国の位置を特定できない下水に流れ込み、汚泥に蓄積されていく可能性が高いと思われま</p> <p>す。したがって、汚泥を原料の一種とする熔成汚泥灰けい酸りん肥（原文ママ）につきましては、重金属等に加えて、プルトニウム、ストロンチウム、セシウム他放射性物質の基準につきましても公定規格に盛り込む必要が強くありますので、どうかこの点につきまして、ぜひ見直しをお願いいたします。</p>	<p>今般の原発事故により、下水汚泥に放射性物質が検出されていることを受けて、農林水産省が汚泥の肥料原料としての利用の制限について通知を発出し、非汚染農地への放射性物質の拡散の防止が図られていると承知しています。</p> <p>いただいた御意見はリスク管理措置に関連することから、リスク管理機関である農林水産省にお伝えします。</p>